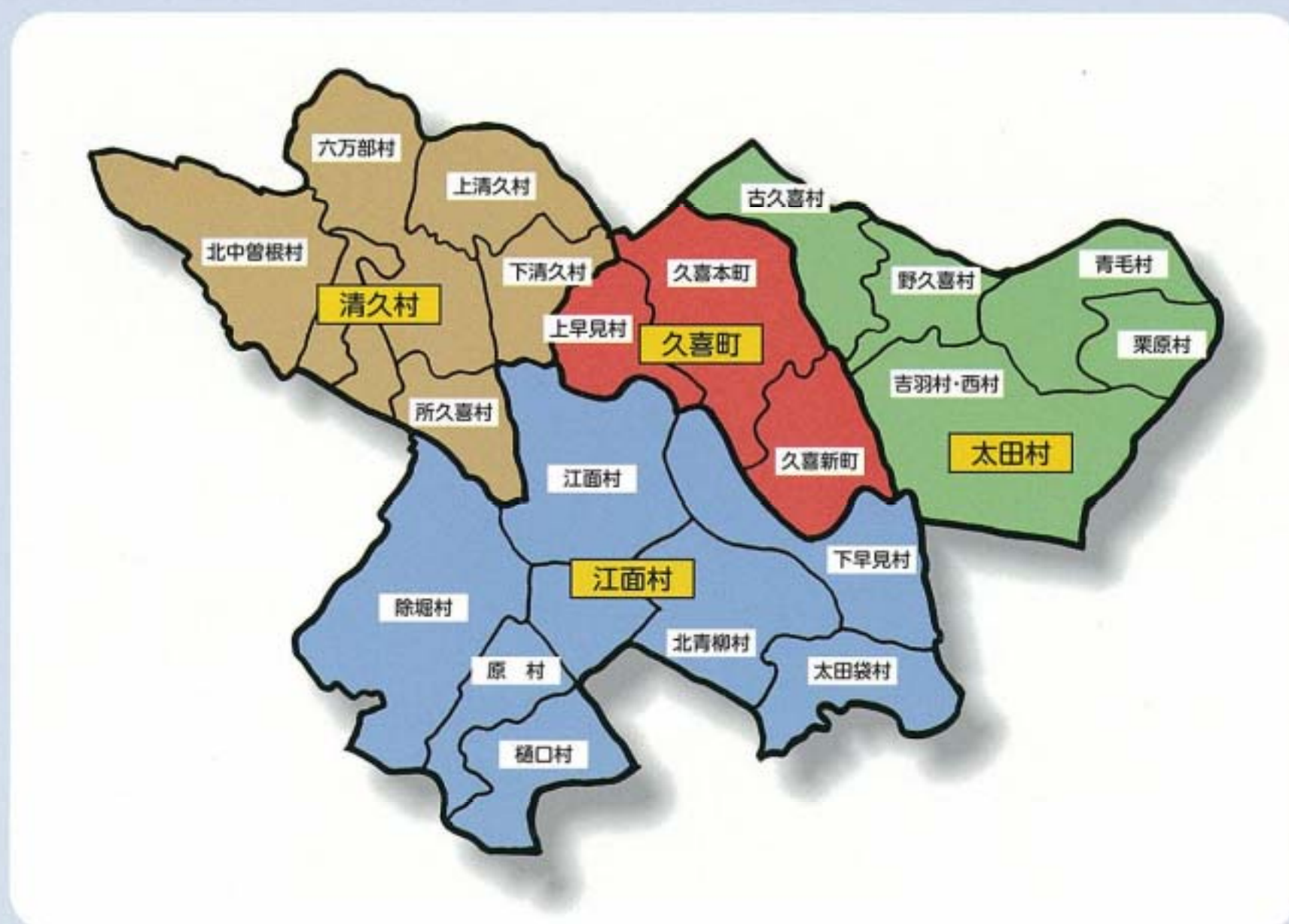


明治22年の町村合併



久喜市公文書館

平成14年10月8日(火)～12月1日(日)

「明治22年の町村合併」を開催するにあたって

この度、17回目を迎える企画展としまして、「明治22年の町村合併」を開催することにいたしました。

現在、市町村合併が盛んに議論されています。これまで2回の大きな市町村合併がおこなわれました。明治22年におこなわれた「明治の大合併」と、戦後におこなわれた「昭和の合併」です。国では、地方分権の大きな流れの中で、行財政基盤の強化などをめざした「平成の大合併」の実現をめざしています。

久喜市においても、合併について検討しているところです。市町村合併が私たちの身近で重要な問題となってきたいま、先人たちがどのように合併について取り組んできたか、過去を学ぶことは、将来の久喜市を考えるうえで必要なことではないでしょうか。

今回の展示では、明治維新から明治22年の町村合併までの久喜市域の町村の成立過程を、当時の資料を中心に紹介することにしました。この展示が、市町村合併について考える一助となれば幸いです。

最後になりますが、今回の展示を開催するにあたりまして、貴重な資料を提供していただきました関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成14年10月

久喜市長 田 中 暄 二

協力者（敬称略・順不同）

相澤勝寿、榎本善之助、清水富壽也、武井尚、土屋與之、中太庄
埼玉県立文書館、独立行政法人国立公文書館

主な参考文献

- ① 埼玉県地方課『埼玉縣市町村合併史』（1960）
- ② 埼玉県教育委員会『埼玉縣市町村誌 第17巻・第18巻』（1979）
- ③ 渡辺隆喜「市町村制の施行と八潮地域」『八潮市史研究 第2号』（1980）
- ④ 埼玉県『新編埼玉県史 資料編19 近代・現代1 政治・行政1』（1983）
- ⑤ 埼玉県『新編埼玉県史 通史編5 近代1』（1988）
- ⑥ 埼玉県『埼玉県行政史 第1巻』（1989）
- ⑦ 白岡町『白岡町史 通史編 下巻』（1992）
- ⑧ 時津恵一「浦和地方における町村制の施行と町村合併」『浦和市史研究 第13号』（1998）

I 埼玉県の成立

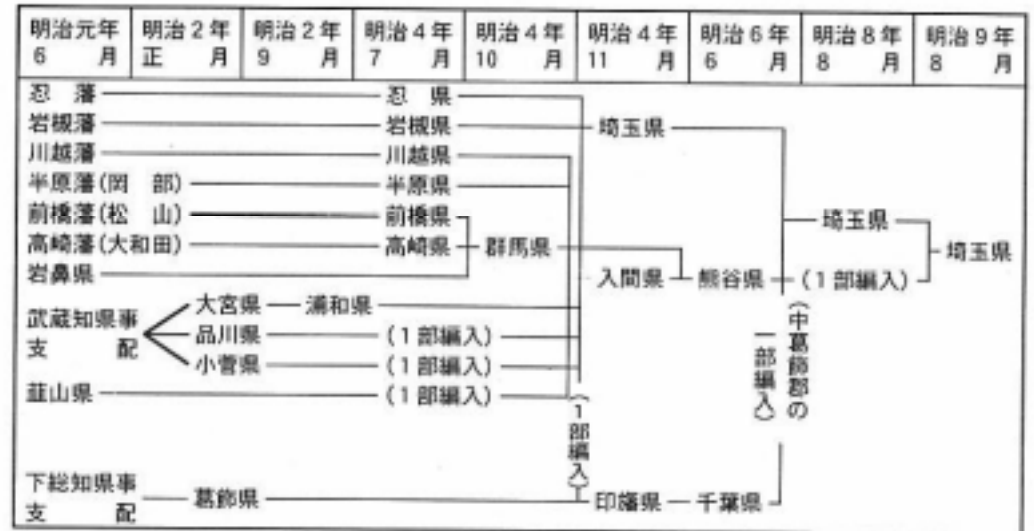
1 明治初期の埼玉県

明治維新後、幕府直轄地・旗本知行地・寺社領等は、明治政府の直轄地となりました。東京・京都・大阪等の政治的要地には府が、その他の政府直轄地には県が置かれ、藩については、従来どおり、大名が支配していました。全国を府藩県の3種類の行政区に分けました。

埼玉県の主な県と藩には、浦和県・忍藩・岩槻藩・川越藩がありました。

- 浦和県 足立郡・埼玉郡が中心
- 忍藩 秩父郡と大里郡・埼玉郡の行田周辺
- 岩槻藩 埼玉郡の岩槻周辺
- 川越藩 入間郡の川越周辺

また、このほかに県域に管轄地を持つ県として、品川県・小菅県・葛飾県・岩鼻県・蕨山県があり、藩としては、半原藩・高崎藩・龍ヶ崎藩ほか、多くの藩がありました。



埼玉県の変遷

2 埼玉県の成立

明治2年(1869)、明治政府は、近代的な中央集権体制を整備するため、版籍奉還を実施しました。これにより全国が政府の管理下になりましたが、実際には、旧領主が地方官となり、その管轄する地もそのままでした。そこで、封建支配体制の根本的な改正を実施するため、明治4年7月、廃藩置県を実施し、藩が廃止され、すべて県となりました。

埼玉県内には、当初22県が置かれていましたが、同年11月に統合され、埼玉県と入間県の2県となりました。埼玉県の県庁所在地は岩槻町と定められましたが、岩槻町に適当な建物がなかったため、旧浦和県庁舎をそのまま利用することになりました。入間県庁は、川越町に置かれました。

その後、入間県は群馬県と合併して熊谷県となりましたが、明治9年8月21日に熊谷県が廃止され、旧入間県地域が埼玉県に合併され、現在の埼玉県域が確定しました。



1 「埼玉県設置布達」
「埼玉県史料」1 国立公文書館所蔵



3 「熊谷県管轄武蔵国分を埼玉県へ合併布達」
「埼玉県史料」1 国立公文書館所蔵

II 戸長制の成立

1 戸籍法の制定

明治4年(1871)4月、明治政府は、「戸籍法」を制定しました。この戸籍法は町村を合わせて区を定め、区ごとに責任者としての戸長を置いて、厳密に戸数の状況を把握させようとするものでした。この「戸籍法」の施行は、明治5年壬申の年であったので、「壬申戸籍」と呼ばれました。

この戸籍の調査・編成にあたって全国的に戸籍区が設定され、現久喜市域の大部分は、浦和県に属していました。浦和県では、20の戸籍区がつくられ、その第8区として久喜町組合が設定されました。各戸籍区にはその調査にあたる戸長・副戸長が置かれ、区内の戸数・人口・生死・出入などの戸籍の状況を把握しました。

久喜町組合では、区内37ヵ村を4つの区に分け、それぞれに担当者を置いて調査しました。

第8区町村戸数(久喜市域)

| 小区 | 町村名 | 戸数 | 小区 | 町村名 | 戸数 |
|----|------|-----|----|------|-----|
| 1 | 樋口村 | 35 | 4 | 久喜本町 | 172 |
| | 原村 | 19 | | 古久喜村 | 86 |
| | 除堀村 | 124 | | 野久喜村 | 85 |
| 2 | 太田袋村 | 64 | | 栗原村 | 44 |
| | 江面村 | 139 | | 下早見村 | 124 |
| | 青柳村 | 106 | | 西村 | 44 |
| 3 | 所久喜村 | 69 | | 久喜新町 | 130 |
| | 上早見村 | 72 | | 吉羽村 | 154 |
| | 上清久村 | 112 | | 青毛村 | 91 |
| | 下清久村 | 47 | | | |
| | 六万部村 | 106 | | | |

4 「諸御用留」 埼玉県立文書館保管・相澤家文書 より作成

明治4年、廃藩置県が実施されると、現久喜市を構成する地域はすべて埼玉県の管轄下に入ることとなりました。埼玉県では、翌5年3月、

- ① 管内を24区に分ける。
- ② 各区に正副戸長を置く。
- ③ 区内の中心地に御用取扱所を設置する。

という方針を出してこれまでの戸籍区を基礎として区を編成しました。翌4月には、政府がこれまでの名主・組頭等の名称を廃止し、埼玉県もそれを受けて7月には戸長を区内「一切ノ事務」と決めました。各区に設けられた正副戸長は、これまでの戸籍事務担当者という立場から末端の行政一般の担当者と位置づけられることになりました。第8区久喜町組合は、こうした

経過のなかで第9区となりました。

2 区長制の実施

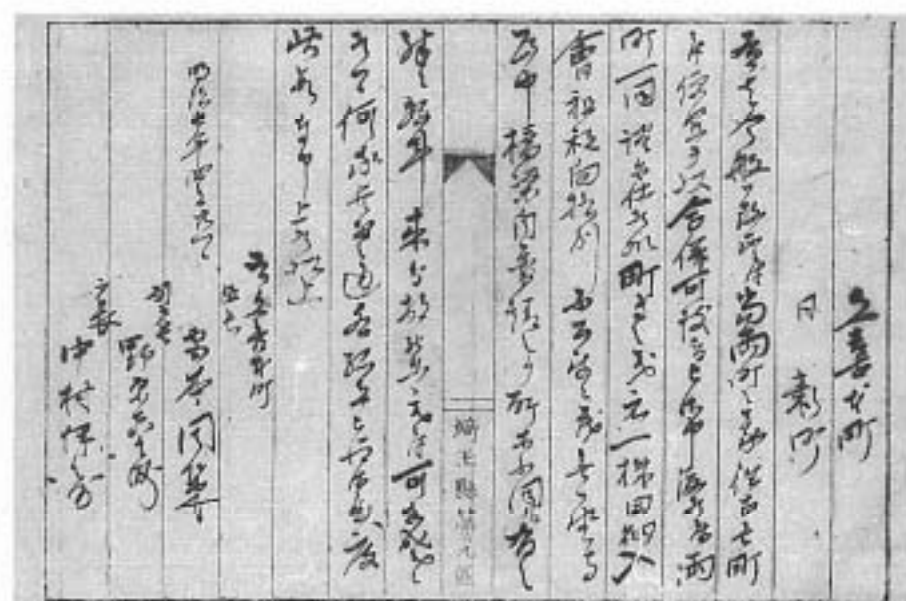
明治5年(1873)10月、政府は、正副区長制の実施を決めました。これは、大区に区長、小区に戸長、町村に副戸長を置く体制を基準としたものです。埼玉県では、翌6年6月、24の区のもとに置かれていた小区を廃止し、戸長が、戸籍・徴兵・庶務・出納・租税・勸業・取締・水利を一年交代で分担する体制を敷きました。

明治7年2月に、正副区長制が実施され、各区に区長1人、副区長8人と決められ、副区長は戸籍・徴兵・庶務・出納・租税・勸業・取締・水利を1人一種ずつ分担して区長を補佐することになりました。しかし、実際は、1人の副区長がいくつか兼務したため8人置かれることはなかったようです。



6 「第9区除堀村戸長申付候事」
清水富壽也家所蔵

埼玉県では、正副区長制の実施とともに町村合併を推進しました。第9区では、久喜本町と久喜新町が合併するように申し渡され、両町による協議が行われました。明治7年4月、「何卒従前之通各給立被仰付置度」という趣旨の上申が、両町戸長・副戸長・伍長の連名で県令白根多助に提出され、地元では合併しない方向が確認されました。



10 「久喜本町、新町合併に付上申」
榎本善之助家所蔵

3 郡制の実施

明治11年7月、「郡区町村編制法」が制定され、旧来の大区小区は廃止され、府県のもとに郡区町村が置かれました。埼玉県は、郡を9郡に編成し、郡長を置きました。現久喜市域は、南埼玉郡に属することになり、郡役所は、岩槻に開設されました。町村には、それぞれ戸長が置かれました。

翌12年4月、正副戸長制を廃して町村に戸長及びその補助員としての^{ひっせい}筆生を置き、戸長は満20歳以上の男子で、当該町村に本籍があり、地租を納める者から選ばれました。戸長が官選から公選になったものの、多くは旧来の正副戸長、もしくはその子孫同族によって占められていました。戸長公選は、町村に自治的性格が与えられたことになりましたが、村々の実態が大きく変化した訳ではありませんでした。

明治12年8月 戸長役場組合並戸数表

| 町村名 | 役場位置 | 戸数 |
|-------|-----------|-----|
| 上清久村 | 上清久村61番地 | 107 |
| 北青柳村 | 北青柳村62番地 | 101 |
| 太田袋村 | | 62 |
| 除堀村 | 除堀村46番地 | 116 |
| 北中曾根村 | 北中曾根村53番地 | 137 |
| 下清久村 | 下清久村15番地 | 44 |
| 上早見村 | 上早見村15番地 | 62 |
| 所久喜村 | 所久喜村11番地 | 70 |
| 江面村 | 江面村80番地 | 122 |
| 原村 | 樋口村6番地 | 51 |
| 樋口村 | | 57 |
| 吉羽村 | 吉羽村77番地 | 154 |
| 西村 | | 42 |
| 青毛村 | 青毛村34番地 | 87 |
| 栗原村 | | 36 |
| 久喜本町 | 久喜本町156番地 | 188 |
| 久喜新町 | 久喜新町13番地 | 127 |
| 古久喜村 | 古久喜村40番地 | 80 |
| 下早見村 | 下早見村36番地 | 114 |
| 野久喜村 | 野久喜村49番地 | 95 |

13 「南埼玉郡町村名役場位置戸長姓名任免月日」
埼玉県行政文書 明924-29 より作成

Ⅲ 連合戸長役場

1 連合戸長役場の設置

明治17年、政府は、地方制度の安定化を目指して、町村行政の改革を実施しました。明治11年に公布された「郡区町村編制法」が、町村を自主的なものとしたため、政府の中央集権的統治に支障をきたすこととなり、再び統制をはかることにしました。一般に全国の町村の規模はごく小さく自治体として不完全な状態で、財政力の弱い一町村が一役場を置くことは到底無理なことでした。同年5月、連合戸長役場制の実施、戸長の官選制度、戸長役場管轄区域の拡大及び区町村会法の改正などがおこなわれました。

主な改正の要点は、

- ① 国家財政の削減を進め地方財政の安定を図る。
- ② 国家の法・政策を末端まで貫徹させる。
- ③ 町村会が民権運動の基盤となることのないようにする。

等でした。

埼玉県では、明治17年5月、県令代理少書記官笹田黙介の名で、内達を各郡長に発し、

- ① 町村連合は500戸・5町村を目途として行いそれ以上で連合出来ない時はその理由を詳記する、一町村でそれ以上の時はなるべく連合しない。
- ② 従来から連合している町村は500戸・5町村以上でも差し支えない時はなるべく改正しない。
- ③ 戸長役場位置はなるべく中央の町村とする。
- ④ 学区も連合戸長役場の区域に合わせて追って改正するつもりで連合する必要がある。

等の基準に基づき、各郡の案を具申するよう指示しました。6月には、郡長からの具申が県庁で検討され、政府に上申し認可を受けました。

連合町村とその役場位置が布達されると同時に、連合戸長役場の名称は、役場所在の町村名によることが決められました。

この結果、県内の1,913町村のうち、連合で役場を置いた町村が1,883で、その役場数が299、単独で役場を置いた町村が30あり、戸長役場総数は、329となりました。

19 「南埼玉郡町村組合表」

埼玉県行政文書 明511-91

2 久喜市内の連合戸長役場

このとき決められた現久喜市域における連合町村及び戸長役場の位置は、次の表のとおりです。

これまでの戸長役場と比較してみると、当時から連合していた青毛・栗原、吉羽・西、北青柳・太田袋、樋ノ口・原の各村は、すべて新しい連合町村に含まれました。このようなことから、明治17年の段階では各町村が否定されたのではないので、新しい連合町村への表立った反対はなかったようです。

連合戸長役場一覧（明治17年）

| 連合戸長役場名 | 連 合 町 村 名 | 戸 数 | 人 口 | 戸長役場位置 |
|---------|----------------------------------|------------|--------------|--------------------|
| 西 村 | 吉羽村、西村、青毛村、 栗原村、野久喜村、 古久喜村 | (戸) 487 | (人) 2,928 | 吉羽村20番地 蜜蔵院借受 |
| 北青柳村 | 高岩村、太田袋村、 北青柳村、下早見村 | 427 | 2,644 | 北青柳村66番地 雨宝寺借受 |
| 江 面 村 | 原村、樋ノ口村、除堀村、 江面村、所久喜村 | 418 | 2,764 | 江面村142番地 細谷又兵衛方 |
| 久喜本町 | 久喜本町、久喜新町、 上早見村、下清久村 | 444 | 2,374 | 久喜本町83番地 金剛院借受 |
| 六万部村 | 中妻村、上清久村、 六万部村、北中曾根村 | 433 | 2,657 | 六万部村95番地 香最寺借受 |

IV 明治22年の合併

1 町村制の施行

明治21年（1888）4月、政府は、「市制・町村制」を公布しました。公布に先立って、同制度の実施に耐える基盤を持つ市町村の造成という観点から、大掛かりな町村合併の準備を開始しました。明治19年末の全国の町村数は71,000余で、その7割は100戸以下で、住民が1人もいない町村が801もありました。一町村当たりの平均人口は約550人という状況でした。明治20年3月、「町村郡市区画標準案」が各府県知事に示され、各府県はこれに基づき郡市町村の編成案を政府に提出することが決められました。

埼玉県では、各町村約300戸以上のものを独立とし、それ未満の町村は、富裕で執行能力があるなどの特別の事情があるものを除き、すべて300戸以上おおむね400戸未満の町村に合併させる方針を定めた6項目からなる「町村合併標準」を作成し、「町村編成表」の例式とともに郡長に内達して極秘のうちに各郡長に町村編成案を作らせました。そして、郡長諮問会を開催し、県としても各町村の実態調査等をおこない検討したうえで、同20年8月、合併計画案を内務大臣に上申しました。この編成表によると、町村については、従来の1909町村を451町村に合併する計画でしたが、この合併は明治17年以來の329戸長役場を標準としたものでした。

明治20年の合併案



明治22年の合併



この計画案に盛り込まれた現久喜市域の合併案を見ると、連合町村の区域もかなり無視された数字合わせの机上案であったことが想像され、到底このまま実施できるものではありませんでした。

町村合併については、引き続き政府部内でも検討がおこなわれ、その結果、町村郡市区画標準案がまとまり、明治21年6月、各府県知事あてに内務大臣訓令が発せられました。埼玉県では、同年7月、合併方針と調査に関する訓令を各郡長に対して発しました。

その内容は、

- ① 地形民情において支障のない限り連合戸長役場区域内の町村を合併する。
- ② 新町村の規模は300から500戸とする。
- ③ 合併案策定にあたっては町村吏員・議員・総代人等の意見を聞き将来の利害損失を考え民情に添ったものとするよう努力する。
- ④ 合併不可能なものは町村組合を設置する。

等でした。

この訓令に基づき各郡長は具体案の作成を開始しました。南埼玉郡では、最初に郡下の戸長で、地理民情に明るい10余名を顧問とし、郡役所委員らと相談のうえ新町村の区域を仮定し、これを郡の戸長の会議で修正させました。

その後、各戸長が自己の所轄内の町村議員及び総代人等と諮問し、異論のない場合は議員、総代人の連署をもって合併承認の意が上申されました。



24 「南埼玉郡新町村造成表進達」
埼玉県行政文書 明653-4

2 久喜町の合併

明治22年4月1日、久喜本町・久喜新町・上早見村の2町1村を合併して新たに久喜町が設置されました。郡の作成した案によると、久喜本町・久喜新町と上早見村を合併して久喜町とすることを諮問しました。

これに対して、久喜本町・久喜新町の住民は、西村連合に属していた古久喜村・野久喜村の2カ村を合わせた久喜町の造成を強く主張しました。このとき添付された久喜本町・久喜新町の意見書によると、

- ① 2町2村は、もともと「一処ノ四区」である。
- ② 二町の合併では、上早見村を含めても、町村制の趣旨に合致する町にならない。

等の理由があげられています。

両町は、明治22年に2度内務大臣に陳情書を提出しています。

結局、明治22年3月、郡作成案の通り久喜本町・久喜新町・上早見村の3カ町村で構成されることになりました。新

町名を「久喜町」と命名した理由は、古くから久喜本・久喜新両町を総称して単に久喜と呼称しており、その名称が当地方に著名であることから命名したものです。新町の役場の位置は、合併区域中央部に位置して交通便利な久喜本町に定められました。



25 「久喜町新町造成に付陳情書」

土屋與之家所蔵

3 太田村の合併

明治22年4月1日、西・吉羽・栗原・青毛・野久喜・古久喜の6村を合併して新たに太田村が設置されました。この地域が往古太田庄と称していたことにちなんで、新村名を「太田村」と命名しました。

新村の役場は、合併区域の中央に位置する交通便利な吉羽村に定められました。

4 江面村の合併

明治22年4月1日、江面・除堀・原・樋ノ口・北青柳・下早見・太田袋の7村を合併して新たに江面村が設置されました。前4カ村は所久喜村を含めた江面村連合戸長役場に、後3カ村は高岩村を含めた北青柳村連合戸長役場に属していました。県は原則として連合戸長役場所轄区域を合併して新町村を造る考えでしたが、区域にとらわれず、主として地形民情を同じくするものを合併させる計画で策定しました。

一時、高岩村を含める案が浮上したため、江面村の人々から異論が出ることになりました。江面村惣代からの上申書では、高岩村を入れると新村の地形が南に突出し、北青柳村字関根前耕地に決定していた役場位置が問題となることが挙げられています。結局、当初の予定どおり7カ村が合併することになりました。

新村名は、規模が最も大きく、その中心となる江面村の村名をそのまま命名しました。新村の役場は、合併区域の中央に位置する北青柳村に定められました。



31 「南埼玉郡新町村造成表進達 (江面村)」
埼玉県行政文書 明653-4

5 清久村の合併

明治22年4月1日、六万部・上清久・北中曾根・所久喜・下清久の5村を合併して新たに清久村が設置されました。これらの村は、所久喜村（江面村連合戸長役場）を除きいずれも六万部村連合戸長役場に属していました。所久喜村は他の連合に属していましたが、六万部村外3村と地理的に密接な関係であったことから、合併に加えられました。

新村名を「清久村」と命名したのは特に意味はなく、単に上・下清久両村を合わせると他の3村より大きくなることから、上・下の頭字を省略して命名したものです。

新村の役場は、合併区域の中央に位置する六万部村に定められました。

| 町村名 | 人口 | 戸数 |
|-----|-----------|---------|
| 久喜町 | 2,300 (人) | 379 (戸) |
| 太田村 | 3,039 | 465 |
| 江面村 | 4,244 | 640 |
| 清久村 | 2,989 | 473 |

「南埼玉郡新町村造成表進達」埼玉県行政文書 653-4より作成

展示資料一覧

| | | | |
|------------------|-----------------------------|--------------------|----------------------------|
| I 埼玉県の成立 | | III 連合戸長役場 | |
| 1 | 写真パネル 埼玉県設置布達 | 19 | 南埼玉郡町村組合表 |
| 2 | 写真パネル 埼玉県庁位置・管轄・支庁等書上 | 20 | 明治二十年一月分役場費 |
| 3 | 写真パネル 熊谷県管轄武蔵国分を埼玉県へ合併布達 | 21 | 明治二十年度久喜本町連合町村費予算報告 |
| II 戸長制の成立 | | IV 明治22年の合併 | |
| 4 | 諸御用留（組合各区戸数書上） | 22 | 町村造成標準訓令 |
| 5 | 御用記（担当区内事務に付書上） | 23 | 埼玉県南埼玉郡町村編制資力表 |
| 6 | 第9区除堀村戸長申付候事 | 24 | 南埼玉郡新町村造成表進達 |
| 7 | 除堀村戸長役場表札 | 25 | 久喜町新町造成に付陳情書 |
| 8 | 副戸長免役御願 | 26 | 久喜本町久喜新町新町造成意見書写 |
| 9 | 正副戸長名前書上 | 27 | 写真パネル 南埼玉郡新町村造成表進達（久喜町） |
| 10 | 久喜本町・新町合併に付上申 | 28 | 久喜町明治24年度歳入出総計予算 |
| 11 | 埼玉県第9区地引番号全図（甘棠院周辺） | 29 | 写真パネル 南埼玉郡新町村造成表進達（太田村） |
| 12 | 写真パネル 埼玉県郡制施行趣意書 | 30 | 南埼玉・太田村役場位置変更ノ件 |
| 13 | 南埼玉郡町村名役場位置戸長姓名任免月日 | 31 | 写真パネル 南埼玉郡新町村造成表進達（江面村） |
| 14 | 原村・樋ノ口村筆生辞令 | 32 | 江面村外新町村造成に付上申 |
| 15 | 北青柳村戸長役場書類綴（明治8年～） | 33 | 写真パネル 南埼玉郡新町村造成表進達（清久村） |
| 16 | 北青柳村戸長役場書類綴（明治15年～16年） | 34 | 南埼玉・清久村役場位置大字所久喜二変更ノ件 |
| 17 | 14年度南埼玉郡北青柳村太田袋村用悪水及戸長役場協議費 | | |
| 18 | 江面村常会（議案書二付） | | |

公文書館利用案内

| | |
|------|---|
| 業務内容 | 公文書館では、公文書等の収集、整理、保存のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の統一窓口になっております。また、広報広聴業務、市のホームページ、行政資料コーナー等、市政に関する情報の提供もおこなっております。 |
| 開館時間 | 9：00～17：00 |
| 休館日 | 土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始 （企画展の開催期間中は、日曜日も観覧できます） |
| 交通案内 | JR宇都宮線・東武伊勢崎線 久喜駅西口下車徒歩17分（市役所西側） |